

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	
					法務学 事課	保存行政 文書の整 備保管作 業に従事 する職員	作業衣	1	2	
					管財課	県庁舎の 保守管理 に直接従 事する職 員 電灯線の 架設等の 作業に従 事する職 員	作業衣	2	2	
					守衛	制帽（夏） 制帽（冬） 制服（夏） 制服（冬） 盛夏ワイ シャツ 外とう 雨合羽 ネクタイ 半長靴	1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1	3 3 2 2 3 4 3 1 3 1 3		
					総合防 災室	市町村消 防機関の	制帽（夏） 制帽（冬）	1 1	4 4	

指導に従事する職員	略帽（夏）	1	2	
	略帽（冬）	1	2	
	制服（夏）	1	3	
	制服（冬）	1	3	
	合服	1	3	
	作業衣	1	2	
	外とう	1	5	
	雨合羽	1	4	
	ネクタイ	2	2	
	半長靴	1	3	
火薬、高圧ガス等の製造、販売等の検査及び指導監督業務に従事する職員	作業衣	1	3	
	安全靴	1	3	
防災ヘリコプターに搭乗して防災業務に従事する職員	作業帽（夏）	1	2	
	作業帽（冬）	1	2	
	救助服（夏）	2	2	
	救助服（冬）	2	2	
	防寒衣	1	3	
	防寒服	1	3	
	雨合羽	1	1	
	飛行靴	1	1	
	救助靴	1	1	
	防寒靴	1	2	
電話線の架設等の作業に従事する職員	作業衣	2	2	
総務事務セン	保健師及び看護師	2	2	

商工企 画室	[略]				
県土整 備部	[略]				
総務室	保存行政 文書の整 備保管作 業に従事 する職員	作業衣	1	2	
管財課	県庁舎の 保守管理 に直接従 事する職 員	作業衣	2	2	
	電灯線の 架設等の 作業に従 事する職 員				
	守衛	制帽（夏）	1	3	
		制帽（冬）	1	3	
		制服（夏）	1	2	
		制服（冬）	1	2	
		盛夏ワイ シャツ	2	3	
		外とう	1	4	
		雨合羽	1	3	
		ネクタイ	2	1	
		半長靴	1	3	
総合防 災室	市町村消 防機関の 指導に従 事する職 員	制帽（夏）	1	4	
		制帽（冬）	1	4	
		略帽（夏）	1	2	
		略帽（冬）	1	2	
		制服（夏）	1	3	
		制服（冬）	1	3	
		合服	1	3	
		作業衣	1	2	
		外とう	1	5	
		雨合羽	1	4	

ター				
商工企 画室	[略]			
県土整 備部	[略]			

		ネクタイ	2	2			
		半長靴	1	3			
	火薬、高 圧ガス等 の製造、 販売等の 検査及び 指導監督 業務に従 事する職 員	作業衣 安全靴	1 1	3 3			
	防災ヘリ コプター に搭乗し て防災業 務に従事 する職員	作業帽（夏 ） 作業帽（冬 ） 救助服（夏 ） 救助服（冬 ） 防寒衣 防寒服 雨合羽 飛行靴 救助靴 防寒靴	1 1 2 2 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 3 3 1 1 1 2			
	電話線の 架設等の 作業に従 事する職 員	作業衣	2	2			
総務事 務セン ター	保健師及 び看護師	予防衣	2	2			
広域振 興局、 広域振 興局総 合支局 又は地 方振興	[略]	[略]					
広域振 興局	火薬、高 圧ガス等 の製造、 販売等の 検査及び 指導監督	[略]					

局	業務に従事する職員（盛岡地方振興局、県南広域振興局、宮古地方振興局及び二戸地方振興局の職員に限る。）				
	[略]				
食肉衛生検査所	[略]				
	[略]				
花巻空港事務所	[略]				
消防学校	教育訓練に従事する職員	制帽（夏）	1	3	
		制帽（冬）	1	3	
		略帽（夏）	1	1	
		略帽（冬）	1	1	
		制服（夏）	1	2	
		制服（冬）	1	2	
		合服	1	2	

	業務に従事する職員				
	[略]				
消防学校	教育訓練に従事する職員	制帽（夏）	1	3	
		制帽（冬）	1	3	
		略帽（夏）	1	1	
		略帽（冬）	1	1	
		制服（夏）	1	2	
		制服（冬）	1	2	
		合服	1	2	
		作業衣	1	1	
		外とう	1	4	
		雨合羽	1	3	
		ネクタイ	2	1	
		半長靴	1	2	
食肉衛生検査所	[略]				
	[略]				
花巻空港事務所	[略]				

		作業衣	<u>1</u>	<u>1</u>				
		外とう	<u>1</u>	<u>4</u>				
		雨合羽	<u>1</u>	<u>3</u>				
		ネクタイ	<u>2</u>	<u>1</u>				
		半長靴	<u>1</u>	<u>2</u>				
本庁各課等及び各出先機関共通	[略]						本庁各課等及び各出先機関共通	[略]
	[略]							[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。